

株式の併合に係る事後開示書類

(会社法第182条の6 第1 項及び会社法施行規則第33条の10に定める書面)

2026年2月9日

パラマウントベッドホールディングス株式会社

2026年2月9日

株式の併合に関する事後開示事項

(会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に定める事後開示事項)

東京都江東区東砂2丁目14番5号

パラマウントベッドホールディングス株式会社

代表取締役社長 木村 友彦

当社は、2026年1月19日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における決議に基づき、2026年2月9日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行いました。

本株式併合に関する会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 株式の併合が効力を生じた日（効力発生日）

2026年2月9日

2. 会社法第182条の3の規定による請求に係る手続の経過

当社株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第182条の3の規定による請求は行われませんでした。

3. 会社法第182条の4の規定による手続の経過

当社は、2025年12月4日付で、会社法第180条第2項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告しましたところ、会社法第182条の4の規定を根拠として、1名の株主から計100株につき株式買取請求（法令上の要件を満たしていないと考えられるものを含みます。）がなされました。

4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数

3株

5. その他株式の併合に関する重要な事項

- (1) 当社は、会社法第180条第2項の規定により、本臨時株主総会における決議に基づき、本株式併合を実施いたしました。
- (2) 当社株式は、2026年2月5日をもって株式会社東京証券取引所プライム市場において上場廃止となりました。
- (3) 本株式併合により、株式会社TMKR及び当社の代表取締役社長である木村友彦氏以外の株主の皆様が所有していた当社株式の数は、1株に満たない端数となっております。

以上